

# 岐阜県公報

第二千七百六十一号  
平成二十八年七月五日

(火曜日)

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知

解除予定保安林とする旨の通知

道路の区域変更

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

公共測量の実施

(治山課) 四二三<sup>ハ</sup>

(同) 四二四

(道路維持課) 四二四

(環境生活政策課) 四二四

(用地課) 四二五

## 告示

岐阜県告示第三百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

### 保安林予定森林の所在場所

- 一 塚字土場一七の二、一七の七、一七の一五、一七の一六、字西丹土六六の七、六八の四、六九の三、字栗ヶ島一〇〇の一〇、字村向三八四の七、字塚奥山五四〇の七から五四〇の二二まで、五五七の四八、五五七の五四から五五七の五六まで、五六〇の一から五六〇の一五まで、榎原字仕出ノ木二九五の五六、字平リボキ三一一の四一、三一一の四三から三一一の四五まで、字角仕小屋三五九の二、三六二の四、三六二の二から三六二の一五まで、三六三の一、字扇谷奥山三九〇の五一、開田字折ヶ瀬四五二の七、四五二の九から四五二の二二まで、字カイラン谷四五九の一、四五九の二、四五九の三、四五九の二五、四五九の二八、四五九の三〇、四五九の三一、四六〇の一九から四六〇の二二まで、字西八カ四六二の一から四六二の一四まで、四六六の一から四六六の一四まで、字カコ谷四六七の五、四六七の六、四六八の一、四六八の八、四六九の一の一の七、四六九の一三から四六九の一五まで、四八一の三、字ラツ谷四九二の四五、四九二の五一、四九二の六三、四九二の六五から四九二の七二まで、四九二の七六から四九二の七九まで、四九二の八一、四九二の八二、字岡平五一七の八、五一七の二六から五一七の三四まで、字小倉五一八の一七、五一八の二〇から五一八の二五まで、字苅安五一九の九から五一九の一四まで、字ノンド

五二七の八から五二七の一〇まで、五三七の一六、五三七の一八から五三七の二四まで、五三七の二六から五三七の二八まで、字茅ヶ平五三八の二七から五三八の三一まで、戸入字村ノ内三三四の五七、三三四の五八、三三四の六三、三三四の九三、三三四の一五、字瑞奇三三五の三、三三五の四、三三五の一六、三三五の二二から三三五の二五まで、三三六の八、三三七の二一、三三七の二三、三三七の一五、三三七の三〇

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

関市板取字川浦四六〇四の四二・四六〇四の四三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年七月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	福白岡川線	中津川市福岡字浦二八一四番地先から同市同字同二九〇三番五地先まで	前	五〇・八三	二六三・五	
			後	五〇・七	二六三・五	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 懐かなうじゅく生涯支援センター

三 代表者の氏名 中尾 年春

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市加納青藤町一丁目一番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、子ども若者達から中高年齢者に至るまで

多世代にわたり、誰もひきこもることなく笑顔で暮らせる元気な地域社会の構築をめざし、相談、就労、啓発、交流に関する支援事業を行い、居場所づくりの支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十八年六月二十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 らいふくらっと

三 代表者の氏名 瀬織 栄司

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市石原一丁目九三番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある方とご家族及び関係者に、障害のある方が地域で生き生きと生活できるための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により多治見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関 多治見市

二 作業種類 公共測量（数値地形図データ修正）

三 作業期間 平成二十八年六月二十一日から平成二十九年三月三十日まで

四 作業地域 多治見市

平成二十八年七月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社